

## 沖縄県警察の警察官の任用に関する訓令の制定について

発出年月日:昭和55年6月30日

文書番号:沖例規務4

公表範囲:全文

改正 前略…平成18.4 沖例規務3

この度、沖縄県警察の警察官の任用に関する訓令（昭和47年沖縄県警察本部訓令第11号。以下「旧訓令」という。）の全部が別添のとおり改正され、昭和55年7月1日から施行されることとなつたので、改正の趣旨及び運用上の留意事項について部下職員に周知徹底し、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、特例昇任試験の実施について（昭和48年11月22日付け、沖例規務第14号）は、廃止する。

### 記

#### 第1 改正の趣旨

旧訓令制定以来、運用上に変化が生じたことに伴い、警察官の昇任試験全般について試験種別、名称、受験資格要件、科目等を体系的に見直し、更に幹部の選考方法について実情にそうよう全部改正を行うものである。

#### 第2 主な改正点

- 1 特殊技能を有する者や技術者を選考採用する規定がなかったのを新しく規定化した。（第2条関係）
- 2 4年制大学を卒業して巡査部長又は警部補昇任試験に合格した者の昇任在級年数を明確にした。（第5条関係）
- 3 昇任試験委員会の委員は、本部の部長、参事官、課（隊・所）長及び警察学校長のうちから委員長が指名することとした。（第6条関係）
- 4 委員会の会議は、委員長及び過半数の委員の出席がなければ開くことができないこととし、議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長が決定することとした。（第7条関係）
- 5 昇任試験は、一般昇任試験と専門昇任試験に区分し試験種別を定めた。（第11条関係）
- 6 昇任試験の受験資格を明確に定めた。
  - (1) 術科等に係る資格要件を、柔道又は剣道の有段者で、逮捕術技能検定、けん銃技能検定、鑑識技能検定及び救急法技能検定の有級者とした。（第12条第1項関係）
  - (2) 沖縄県警察職員の健康管理に関する訓令（昭和53年沖縄県警察本部訓令第12号）により、要療養、要治療又は要軽業の指定を受けている者は、受験資格がないこととした。（第12条第2項関係）
- 7 昇任試験は、第一次試験、第二次試験及び第三次試験によることとした。（第15条関係）
- 8 第一次試験は、前回の第二次試験の合格者で第三次試験を受験し合格しなかつた者に限り、これを免除することができることとし新しく規定した。（第16条関係）
- 9 一般昇任試験及び専門昇任試験による警部補、警部昇任第二次試験の記述試験の科目は、旧訓令の科目に刑法及び刑事訴訟法を加え、社会常識を除いた。（第17条関係）
- 10 術科試験は、通常点検、教練及びけん銃操法、柔道又は剣道、逮捕術及び警備指揮法（警部試

験のみ)のうちから指定して行うこととした。(第19条関係)

- 11 総合得点は、100点を満点とし、各試験の得点と勤務成績を合わせて算定することとした。(第21条関係)
- 12 受験の際に不正行為のあつたことが発覚したとき、合格決定の日から当該昇任の日までの間に懲戒処分を受けたとき、又は昇任させることが適当でないとして委員会が認めたときは、当該受験者(合格者)に受験の停止を命じ、若しくは合格を取消し、又は昇任を延期することができることとした。(第23条関係)
- 13 選考昇任は、委員長が必要と認めるときに実施することとした。(第24条関係)
- 14 選考昇任の資格基準を定めた。(第26条関係)

### 第3 運用上の留意事項

#### 1 昇任の特例(第4条関係)

昇任の特例は、いわゆる名誉昇任の規定である。

第1項第4号に掲げる警察官として特に顕著な功労のあつた者とは、次のような者をいう。

- (1) 柔道、剣道、逮捕術及びけん銃射撃等警察官としての術科技能が特に優秀で顕著な功労があつた者
- (2) 困難な事件の解決に特に顕著な功労があり、警察に対する県民の信頼確保に寄与した者
- (3) 警察業務に関する発明又は優れた考案によつて業務の改善に特に顕著な功労があつた者

#### 2 欠格事由の処分の終つた日(第12条関係)

欠格者として「懲戒処分を受け、当該処分を終つた日の翌日から起算して第一次試験の前日までに1年を経過していない者」の規定中「処分を終つた日」とは、停職については停職期間を、減給については処分の月数に対応した日数を処分の通知を受けた日から起算しその最終日を、戒告については、処分の通知を受けた日をいう。